

大谷口北町宮ノ下町会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、大谷口北町宮ノ下町会と称し、事務所を大谷口北町 7 6 番地 4 号に置く。
- 第 2 条 本会は、大谷口北町 5 2 番地より 9 0 番地、並びに大谷口上町 9 0 番地、及び大谷口二丁目 6 8 番地の地区内で、本会の趣旨に賛同する有志をもって構成する。
- (2) 会員は世帯主及び会社、事務所、営業所の他、これに類するものの代表または管理者とする。

第 2 章 目 的

- 第 3 条 本会は会員相互の親睦をはかり、町内住民の向上発展と明るい生活、福祉の増進に寄与することを目的とする。
- なお、本会は一切の政治活動に関与しない。

第 3 章 事 業 ・ 組 織

- 第 4 条 本会の目的を達成するため下記の事業を行う。
1. 防犯・防火・防災に関する事業。
 2. 環境・衛生・福祉・厚生に関する事業。
 3. 交通・女性・青少年に関する事業。
 4. 会員相互の慶弔に関する事業。
 5. その他本会の目的に必要と認められる事業。
- 第 5 条 本会の事業を遂行するために下記の組織を設け、担当業務は次のとおりとする。
1. 総 務 部…(1)総会・役員会、その他全体会議の運営。
(2)組織全体にかかわる事務全般。
(3)広報活動。
(4)会員の葬儀に関わる事項。
(5)他部署に属さない一切の業務。
 2. 会 計 部…現金出納・予算・決算等会計に関する業務全般。
 3. 防 犯 部…防犯に関する業務全般。
 4. 防 火 防 災 部…防火・防災に関する事業全般。
 5. 環境衛生福祉部…環境・衛生・福祉・厚生に関する事業全般。

6. 交 通 部…交通関する事業全般。
7. 女 性 部…女性の感性を生かした各種活動（フェスティバル・祭礼・各部の事業等）への支援活動全般。
8. 青 少 年 部…青少年の健全育成に関する事業全般。

第 4 章 役員および選考

第 6 条 本会の会務執行のために、下記の役員を置き、その職責は次のとおりとする。

1. 会 長 1 名…本会を代表し会務全般を統括する。
2. 副会長 若干名…会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。
3. 監査役 2 名…会務執行監査・会計監査を担当する。
4. 部 長 8 名…各部の業務を担当する。
5. 副部長 若干名…各部の部長を補佐し、部長事故あるときはその任務を代行する。
6. 地区部長 ……地区会員の会務・連絡に当たる。

第 7 条 会長、副会長および監査役は選考委員会の推薦又は選挙により総会において選出する。

- (2) 部長・副部長・地区部長は総会后 1 か月以内に会長が委嘱する。

第 8 条 選考委員による推薦にて役員を選任する場合、総会直前の正副部長および地区部長の協議をもって選考委員を選任し、その選考委員により候補者の推薦を行うものとする。

第 9 条 本会に相談役若干名を置くことが出来る。

- (2) 相談役は町会役員 10 年以上、または本会に特に功労があった者を役員会の推薦により会長が委嘱する。
- (3) 相談役は必要に応じ会長の相談に応じるものとする。

第 10 条 役員の任期は 2 年とする。但し再選を妨げない。

- (2) 補欠により選任された役員の任期は前任者の残存期間とする。

第 5 章 会 議 等

第 11 条 本会の会議は、「定期総会」「臨時総会」「役員会」「執行部会」「正副部長会議」とし、それぞれ会長が招集し議長となる。

第 12 条 会議の構成員は次の通りとする。

1. 定時総会・臨時総会…全会員

- 2. 役 員 会……………会長、副会長、監査役、各部長および部
員ならびに地区部長
- 3. 執 行 部 会……………会長、副会長、及び会長が指名した者
- 4. 正副部長会議……………会長、副会長、及び各部の正副部長
- (2) 監査役は必要に応じ執行部会・正副部長会に出席することができる。
- 第 13 条 第 12 条の会議における議事については議事録として記録する。
- 第 14 条 定期総会は年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。
- 第 15 条 本会の総会は下記事項を審議する。
 - 1. 予 算
 - 2. 決 算
 - 3. 事業報告ならびに事業計画
 - 4. 会則の改正
 - 5. 役員の改選
 - 6. その他役員会が必要と認めた事項
- 第 16 条 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員の過半数から要求
があつたとき、および監査役から請求があつたときに開催すること
が出来る。
- 第 17 条 会議の決議は出席者の過半数の同意を要する。
 - (2) 会則の改正は総会出席者の三分の二以上の同意を要す。

第 6 章 会 計

- 第 18 条 本会の会費は月額 2 0 0 円とする。
- 第 19 条 本会の会計は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日迄とする。
- 第 20 条 本会の会計は必要な帳簿を備え、常時監査役の査閲に支障なき様に
整備する。
- 第 21 条 本会の運営は会費によるが、必要に応じて寄付を受けることが出来
る。

第 7 章 慶 弔

- 第 22 条 本会の会員及びその配偶者死亡の際は 5, 0 0 0 円を贈り弔意を表
する。
 - (2) 特に本会の功労者に対しては、執行部会で審議し別途弔意を表わす
ことができるものとする。
- 第 23 条 役員を 1 0 年以上務め、円満離任する場合、其の在任中の労を謝し

記念品を贈ることができる。

記念品は在任期間・功績・その他を考慮して役員会が審議決定する。

第 8 章 法 令 順 守

第 24 条 第 6 条に定める役員は、会務において知りえた個人情報公表若しくは第三者に開示してはならない。

(2) 第 6 条に定める役員は、職務上の地位を利用して自己または第三者の利益を収受してはならない。

附 則

1. 本会則は平成 5 年 4 月 2 6 日からこれを実施する。
2. 本会則は平成 3 0 年 4 月 2 1 日より改正実施する。
3. 本会則は平成 3 1 年 4 月 2 0 日より改正実施する。
4. 大谷口北町宮ノ下町会ホームページは次のとおりとする。
<http://www.chokai.info/miyanoshita/>